

金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県知事 遠藤茂

◆規則 糸取県海面漁業調整規則の一部改正
◆告示 生活保護法による医療機関の指定
指定医療機関の廃止
森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正
肥料の登録
特産物振興施設資金の融通要綱
肝てつ検査及び臓除

鳥取縣規則第二十七号

鳥取県海面漁業調査規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

卷之三

第三十六表中
「まき網漁業（農林大臣の
一　二　三　四　五百五十
一　二　三

を削
る。

「まき網（農林大臣の許可するものを除く。）」を削る。
第四十条第一項中表を次のように改める。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事

8

三

棒受綱漁業

1

11

8

ワ

ツ
ト

下
以

下

2

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり廃止届があつた。

昭和三十二年七月二日

診療科名	名 称	所 在 地	廢止事由	廢 止 年 月 日
一般	勝部村国民健康保険直営診療所	氣高郡勝部村紙屋	経営不能	昭和二十七年十月二十五日

鳥取県告示第三百二十五号

森林区実施計画実行調査委託要綱（昭和三十一年九月鳥取県告示第四百五十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年七月二日

第一項「地方事務所長及び」を削る。

第七条第一号中「林業經營指導員」を「林業改良指導員」に改め、同号の次のように改め、同号の削り、同号の同号の同号のとし、以下順次繰り上げる。

（イ）森林の種類（制限林、適正伐期令級未満の令級に属する針葉樹の普通林、広葉樹の普通林

第七条第一項第二号ハ1中「用材林」を「針葉樹」に改め、同号ハ2中「薪炭林」を「広葉樹」に改める。

第一号様式契約書前文「何々地方事務所長（山林事務所長）」を「何々山林事務所長」に改める。

第二号様式にて先中「地方事務所長」を削る。

第三号様式種類の欄中「用材林薪炭林」を削り、同様式中「林業經營指導員」を「林業改良指導員」に改め

第四号様式にて先中「地方事務所長」を削る。

第五号様式にて先中「地方事務所長」を削る。

數 網 漁 業	〃	三、〇〇〇ワット以下
	二、三キロワット以下	五キロワット以下

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行前にした行為に対する罰則の適用についてはこの規則施行後も、なお、従前の例による。
- この規則施行の際、現に第五条第十二号に規定する漁業を営む者が、この規則施行の日から三十日以内に

鳥取県告示第三百二十三号

診 療 科 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
内科、小児科	緑町診療所	鳥取市卯垣一五四	昭和三十二年四月 十八日
内科、整形外科、X線科	勝部診療所	氣高郡青谷町紙屋六一四	五月 二十日
外科、皮膚科、泌尿科、肛門科	名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	五月二十五日
内科、小兒科、耳鼻咽喉科	福生診療所	米子市上福原一、一九二	六月 十二日

鳥取県告示第三百二十四号

第七条の規定による許可の申請をした場合は、当該申請に對し許否の処分があるまで、なお、従前の例による。

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

告 示

附 則

1 この要綱は、昭和三十二年五月三十一日から適用する。

2 この要綱のうち林業改良指導員が行うべき事項については、法令による林業改良指導員の設置が完了するまでの間は、林業經營指導員又は林業技術普及員が行うものとする。

鳥取県告示第三百二十六号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成 分 (ペーセント)	生産者名
鳥取県第二五八号	七、〇魚かす粉末 窒素全量 六七・〇〇	倉吉市上井三三〇 の一一 联合会 会長理事 近池利勝	鳥取県中央農業協同組合連 合会 会長理事 近池利勝

鳥取県告示第三百二十七号

特產物振興施設資金の融通要綱を次のとおり定める。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

特產物振興施設資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は、特產物の振興をはかるため、農林業者及び農業協同組合（以下「組合」という。）に対し、農林業經營に必要な資金の融通を円滑にする措置

に関し、必要な事項を定め、もつてその經營の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「農林業者」とは、農業又は林業をおもな業務とする者であつて、しいたけ若しくは果樹を栽培するものをいう。

この要綱において「施設資金」とは、鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が農林業者又は組合に対し、しいたけ乾燥施設及び果樹棚・

果樹病害虫防除施設並びに果樹園土じよう流亡防止施設の資金として貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

- 一 貸付額がその施設に要する経費の八割（八割をこえるものにあつては、そのこえる部分を除く。）を限度とし、他の助成事業にかかるものを除き、農林業者一人につき十万円（十万円をこえる場合にあっては、そのこえる部分を除く。）以内のもの。
- 要と認めた場合を除く。）内のもの。

- 二 償還期間が五年以内のもの。
- 三 利率が農林業者に貸し付けられる場合は年八分五厘以内、組合に貸し付けられる場合は年七分五厘以内のもの。
- 四 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のもの。

第三条 県は、県信連がこの要綱の定めるところにとどまらずして施設資金を貸し付けたときは、県信連に対し利子補給を行う。

前項の規定により県が県信連に対して行う利子補給の額は、当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分の割合で計算した金額とする。

第一項の規定により県が県信連に対し利子補給を行う期間は、各融資につきその融資が行われた日から融資期間満了の日までとする。

(損失補償)

第四条 県は、県信連が施設資金を貸し付けたことによつて損失を受けたときは、県信連に対しその損失を補

別記様式

特産物振興施設資金借入認定申請書

01109

第2832号

昭和32年7月2日

島取郡火曜日

昭和32年7月2日

1. 借入申請金額	円		
2. 契入金の用途及び利 率	施設資金(農業協同組合共同利用施設資金、転貸資金)	年	分
3. 元本の償還及び利息	(1) 債 滞 期 間	年	月
4. の支払の時期並びに 方法	(2) 償 還 方 法	半年賦、年賦	
5. 借入れようとする理 由	(3) 元利金払込期日	月	日
6. 借入れようとする時 期			
7. 物的担保に関する事 項	(1) 申請組合の既存 数量		
8. 既存施設の概要その 他参考事項	(2) 事業の立地条件 および経済環境		
	(3) その他事業につ いて参考となる事項		

上記のとおり特產物振興施設資金の借入れをしたいので特產物振興施設資金借入資格者として認定下さいよう、別紙関係書類を添え申請します。

昭 和 年 月 日

所在地

代表者

印

鳥取県知事

殿

名 称

印

(記載注意)

1、提出する書類は各借入対象事業ごとに3部提出すること。
2、1 借入金の用途及び利率欄の()内と、3元本の償還及び利息の支払の時期並びに方法欄中(2)償還方法とは、それぞれ該當する部分を○で囲むこと。

3、4 借入れようとする理由欄には、例えば特產物の增收効果、雇用効率の節減効果等がみられる場合なるべく計数的に説明すること。

5、6 保証人に関する事項欄には、理事、監事及び組合員の保証の有無並びに方法等について記載すること。この場合、保証人が理事全員の場合は、理事全員とのみ記入し、氏名は不要とする。ただし全員保証でない場合は氏名も記入すること。
6、7 物的担保に関する事項欄には、とくに記入を慎重にし、既存物権を担保にする場合は、登記簿抄本を添付し、それにより担保の所在地、種類、規模及び提供順位等を明瞭に記入すること。また本資金によつて建設する施設を担保にする場合には、融資対象施設と記入すること。

特產物振興施設資金借入認定申請書の添付書類

- | | | |
|-------------------------|----------------------------------|------|
| I 総括資料 | 2. 利用計画 | 別紙 2 |
| 1. 最近1ヶ年の事業報告書 | 3. 資金計画 | 別紙 3 |
| 2. 最近の試算表及び主要勘定科目の明細表 | 4. 既存施設、本施設の所在、地形、交通関係等を記載した平面略図 | |
| 3. 借入について総会又は理事会等の議事録の写 | 5. 設計書もしくは見積書 | |
| I 融資対象事業に関する資料 | ■ 債還計画 | 別紙 4 |
| 1. 事業計画 | | |

添附書類

別編
卷之二
書
秦
記
畫

注 機種名は本機、原動機及び油も同機器用に云々して記入する。

別編

利 用 計 画
(しおけ乾燥施設)

注 1.労働力の量は、成年男子の平均的労力を1として評価すること。

2. 今回導入の機械と同種機械をすでに所有する場合はその旨を備考欄に記入すること。

3. しいたけ生産量のうち、生しいたけは生のまま自家消費、販売するものを、乾燥しいたけ

4. しいたけ生産額のうち、生しいたけは生のまま自家消費販売するものの生産価額を、乾燥しいたけは乾物として自家消費、販売するものの生産価額を記入すること。

利 用 計 画

(果樹關係施設)

注 1. 痞効力の単位は、成人男子の平均的痞効力を1として評価すること。

2. 今回導入の施設と同種施設をすでに設置している場合はその旨を備考欄に記入すること。

別紙4

債還許由

（四）農業協同組合の償還計画

借入時に よる区分	日	借入先	借入条件			償還財源	備考
			借入額	償還方法	年利		
1 今回借入申込分			円				
2 試 借 入 分							
3 "							
4 "							
5 今後借入予定分							
合 計							
延 總 額 保							

注 1. 本件に關係ある借入金全体につき、1件ごとに記入すること。

2. 償還財源について、借入金とともに増資、販業金、事業利益、利用料等に分割して記入すること。

3. 今後個人または法人として、本事業に参画する資金の借用権がある場合にのみ記入すること

卷之三

(ロ) 農林業者の償還計画

(四) 農林業者の償還計画

氏名	借入条件		年間償還額 金	償還財源	農協に対する出資 する資金	農協に対する貯金	借入金		備考
	日歩また 年利(償還期限 保証及び 担保の有無)	償還方法					円	円	
							円	円	

四

注 1. 儲貯財源は、米、麦、繭、果実、したけ、木炭代金等に分離して記入すること。
2. 借入金は、災害資金、有資資金、農業手形等に分離して記入すること。

鳥取県告示第三百二十八号

次のように肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠藤茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防及び駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛——但し生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ検査——皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除——ヘササクロロエタン製剤投与

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発 行 鳥 取 県 動 物 病 検 査 及 び 駆 除 施 行 方 法
刷 行 鳥 取 県 動 物 病 検 査 及 び 駆 除 施 行 方 法
所 在 地 鳥 取 市 東 町
鳥 取 県 動 物 病 検 査 及 び 駆 除 施 行 方 法
鳥 取 市 東 町 印 刷 所

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	鳥取市美穂	同上
八日	美保	
九日		